第二条中「図書館間貸出し」の下に「、図書館等への送信」を加える。

第四条第二項中「第四十四条第一項」の下に「又は第五十一条の三第一項」を加え、「同条第二項」を「第四十四条第二項又は第五十一条の三第二項」に改める。

第三十一条第二項第一号中「をいう」の下に「。第五章の二において同じ」を、「図書館資料」の下に「（以下「絶版等資料」という。）」を加える。

第四十四条第一項中「以下」の下に「この章において」を加え、同条第二項中「調査研究機関等は」の下に「、館長が別に定めるところにより」を加える。

第五十条第五項中「図書館等は」の下に「、館長が別に定めるところにより」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　図書館等への送信

（通則）

第五十一条の二　資料の図書館等への送信（以下「送信」という。）に関し必要な事項は、別に定めるものを除き、この章の定めるところによる。

（送信を受けることができる者等）

第五十一条の三　資料の送信を受けることができる者は、図書館等のうち、資料の送信を受けることについて館の承認を受けたもの（以下「送信承認館」という。）とする。

2　前項の承認を受けようとする図書館等は、館長が別に定めるところにより、当該図書館等が定めた利用規則等を添付して、申請書を提出しなければならない。この場合において、第五十一条の六第二項の規定による複写物の作成及び提供（以下この条において「複写物の作成等」という。）を行う旨の申請をするときは、複写物の作成等に関する規定を含む利用規則等を添付するものとする。

3　第一項の承認に当たり、複写物の作成等を行う旨の申請がされなかったとき、複写物を作成する所定の機器が設置されないときその他複写物の作成等を行うことが適当でないと館長が認めるときは、複写物の作成等を行わない旨の制限（以下「複写制限」という。）を付するものとする。

4　館長は、第一項の承認を行ったときは、第二項の申請書に記載された事項をファイルに記録し、送信承認館に対し、その識別番号及び暗証番号、複写制限を付したときはその旨、当該承認の条件その他の事項を通知するものとする。

5　複写制限の解除を求める送信承認館は、館長が別に定めるところにより、当該送信承認館が定めた利用規則等（複写物の作成等に関する規定を含むものに限る。）を添付して、申請書を提出しなければならない。

6　館長は、前項の申請に基づき複写制限を解除したときは、同項の申請書に記載された事項をファイルに記録し、送信承認館に対し、複写制限を解除した旨、当該解除の条件その他の事項を通知するものとする。

7　送信承認館は、第二項及び第五項の申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該送信承認館に対し、利用規則等の提出を求めることができる。

8　送信承認館は、第二項及び第五項の申請書に記載した事項に関し、館から確認を求められたときは、これに回答しなければならない。

（送信を行う資料）

第五十一条の四　送信を行う資料は、館が絶版等資料を複製した機械可読資料（館長が送信を不適当と認めたものを除く。）とする。

（送信を受ける手続）

第五十一条の五　送信承認館は、利用者の求めに応じて、所定の機器から当該送信承認館の識別番号及び暗証番号その他の必要事項を入力する方法により、資料の送信を受けることができる。

（送信を受けた資料の利用）

第五十一条の六　送信承認館は、送信を受けた資料を、前条の利用者の求めに応じて、当該送信承認館が定めた利用規則等に基づいて、所定の閲覧室に設置された所定の機器を用いて閲覧させることができる。

2　送信承認館（複写制限を付した承認を受けたものを除く。）は、送信を受けた資料の複写物を、前条の利用者の求めに応じて、所定の機器を用いて作成し、当該利用者に提供することができる。ただし、次の各号に掲げる条件その他館の指示する条件に従わなければならない。

一　当該複写物の作成を利用者に行わせないこと。

二　当該複写物の作成に係る記録を作成し、館の求めに応じ、これを館に提出すること。

（送信承認館の義務）

第五十一条の七　送信承認館は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一　第五十一条の三第四項の規定により通知された識別番号又は暗証番号をみだりに他に漏らすこと。

二　利用者又は利用者以外の第三者が、送信を受けた資料の一部又は全部を複製できる状態とすること。

三　送信を受けた資料を前条の規定による閲覧並びに複写物の作成及び提供以外の方法で利用すること。

2　送信承認館は、利用者が次に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずるものとし、利用者がこれらの行為を行ったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

一　前項第一号の識別番号又は暗証番号を知ること。

二　送信を受けた資料の一部又は全部を複製できる状態とすること。

三　館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為

（国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の一部改正）

第二条　国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　国際子ども図書館が所管する資料に係る図書館等への送信については、国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）の定めるところによる。

第二条の二中「（平成十六年国立国会図書館規則第五号）」を削る。

第十七条の二第二項から第四項までの規定中「資料複写申込書（郵送用）」を「郵送用資料複写申込書」に改める。

第二十五条第二項中「調査研究機関等は」の下に「、館長が別に定めるところにより」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、国立国会図書館資料利用規則第四十四条第一項の承認を受けた図書館、調査研究機関等が前項の承認を受けようとするときは、この限りでない。

第三十一条第五項中「図書館等は」の下に「、館長が別に定めるところにより」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、国立国会図書館資料利用規則第五十条第四項の承認を受けた図書館等が前項の承認を受けようとするときは、この限りでない。